

平成 24 年 9 月 21 日

国土交通省 大臣

羽田 雄一郎 様

日暮里富士見坂を守る会 代表/金子 誠

日頃より、眺望景観、広域景観への取り組みへのご理解をいただき、ありがとうございます。わたくしども日暮里富士見坂を守る会は、平成 12 年に近隣有志の呼びかけに応えるかたちで生まれた、市民による任意団体です。突然ではありますが、東京都荒川区にあります日暮里富士見坂からの眺望が重大な危機に陥ったため、緊急の要請を申し上げます。

#### 【緊急要請】

日暮里富士見坂からの眺望を歴史的な「風景遺産」として継承するために、現在進行中の建設計画への対策の検討、広域景観への取り組み等について

- 1 文京区千駄木三丁目において建築が進行中のマンション（※1）の計画変更が可能となるよう補償等の手段を講じてください。
- 2 2011 年 12 月にパリで行われた、第 17 回イコモス総会で採択されたイコモス勧告の趣旨を確認するとともに、通達先（※2）へヒアリングを行い、広域的景観の保全のため、調整を行なってください。
- 3 荒川区ほか関連 5 区で始まっている景観担当者連絡会に助言し、日暮里富士見坂からの眺望保全のガイドライン作りを指導してください。

（※1）文京区千駄木三丁目において、9 月から建設が進行中であるマンションが、日暮里富士見坂からの富士山の眺望に著しい影響を及ぼすことが判明しております。日暮里富士見坂を守る会と設計・建設会社の話合いにおいて、損失を補償すれば、富士山の眺望が保全される計画への変更が可能であることが示されました。

（※2）昨年 12 月 1 日の第 17 回イコモス総会で、富士見坂の眺望景観に関する勧告が採択されたこととともない、Araoz 会長名のレターとともに、イコモス本部より 5 月 24 日付で、住友不動産、東京都、荒川区、新宿区、台東区、文京区、豊島区に通達されました。

なお、事態の緊急性に鑑み、早急に(できましたら 10 月 10 日)に文書でご回答くださいますよう、お願いいたします。

### 【要請理由】

日暮里富士見坂は、都心で唯一、地面に立ったまま富士山を望むことのできる「富士見坂」です。数々の開発による眺望の危機を乗り越え、現在も富士山の頂、そして右側稜線が美しく望めます。

昨年 9 月、新宿区大久保三丁目西開発計画（建築主は住友不動産）による新たな眺望の危機が明らかになり、また本年 8 月には、文京区千駄木三丁目において、建設が計画されているマンションが日暮里富士見坂からの富士山の眺望をすべて覆い隠すことが判明しました。これらについては、新聞各紙（英字新聞を含む）、NHKをはじめとする放送局各局で報道されているところです。

日暮里富士見坂は、平成15年10月27日に開催された国土審議会調査改革部会 第5回 持続可能な国土の創造小委員会における事務局説明の中で、「かつて東京が江戸と言われた時代には富士見坂と言われる富士山の見える名所が40 数カ所あったのですが、現在ではそのうち1カ所しか富士山が見えなくなっているということがございます」と紹介されています。資料の中でも、地域のシンボルを活かした広域的な景観の保全・整備の代表的事例として「富士山の見えるまちづくり」と富士見坂が取り上げられ、日暮里富士見坂が「現在、富士山を望むことが出来る一カ所」と説明されています。同様の説明は首都圏整備に関する年次報告でも複数年にわたって取り上げられ、その中では「関東地方整備局では、市民等の意見を基に「関東の富士見100景」を選定し、多くの市民等に広報するとともに、それらのビューポイントを重視したまちづくりを進めていく予定である」（平成16年版首都圏白書）とされています。

また、昨年行なわれた少なくとも二つの会議で、景観・歴史文化環境整備室による講演が行なわれ、広域的景観への取り組みの事例として当会の活動が紹介されました。平成23年3月に国土交通省都市・地域整備局の作成した、魅力的な都市空間創出に向けた景観施策のあり方等検討調査報告書（概要版）の中でも、代表的な取り組み事例のひとつとして、富士山への眺望保全（荒川区富士見坂）が例示されていますが、これまでのところ具体的な助言・援助はいただいております。

こうした中、国連教育科学文化機関（ユネスコ）諮問機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）が今年の総会で、日暮里富士見坂からの富士山の眺望の保全を「Heritage Alerts」

の一つとして採択しました。関係者に送達された勧告書とともに送られたイコモス会長名のレターには、イコモス及びイコモス日本委員会が、最後に残された富士山の眺望を保全するための再検討とガイドライン作りに全面的に協力することが約束されています。

富士山の文化遺産推薦書の中に「幕府が置かれた江戸の市中からも富士山の形姿を遠望することが可能であったことから、多くの庶民の間に富士山への遙拝・登山・巡礼の行為が広まった」とありますが、日暮里富士見坂は、都心部にあって、そうした江戸の風景を唯一伝える貴重な場所です。

日暮里富士見坂からの眺望保全については、困難ではないかとイメージ的にとらえられる傾向があるものの、ビスタラインを詳細に検討すると、保全に必要な範囲は通常考えられるより大幅に狭く、距離も実際には短くて済むことがこれまでの調査で明らかにされており、ガイドラインと関連自治体の連携協力によれば保全の実現は可能です。

「良好な景観を守るためには、地域住民自らの評価、自覚の上に立って、損なわれる前に法規制をかける等先行的・明示的措置を講ずることが重要である」（美しい国づくり政策大綱）、「地域が選択する、人間の知恵が選択する、日本人としての心が選択する地域、そういうものを調整していくのが、私は、法律には書いてありませんけれども、みんなで守らなければいけないことではないか」（平成12年4月19日第147回衆議院建設委員会 日暮里富士見坂からの眺望保全に関する中山正暉建設大臣答弁）という精神に基づき、今回の要請項目にお答えいただけますようお願いいたします。

この要請書への連絡先

日暮里富士見坂を守る会 <http://fujimizaka.yanesen.org/>

〒116-0013 荒川区西日暮里 3-2-5 (金子方)

E-mail :fujimizaka@yanesen.com

TEL/FAX 03-3822-3649 (中島) 080-6670-0142 (山崎)